

現状が変化する兆し

監査役は本気で期待している経営者はいないし、株主もない。マスコミも、監査役に関する記事を書く結果たした役割について検証をする記事を目にすることはない。株主総会で、個人株主が監査役に対し、監査の実効性について質問することも極めてまれである。監査役自身、自分が期待されていると実感している人はほとんどいない。率直にいえば、これが現状ではないだろうか。

しかし、この現状が変化する可能性がてきた。会社法や金融商品取引法は、経営者に内部統制システムの構築・運用の責任を負わせた。そのため、経営者は該システムを適切に構築・運用するために、最終的に監査役に期待する必要性が出てきたからである。その背景には、経営

近づく「監査役が目覚める日」

i's eye



鳥飼総合法律事務所
代表弁護士

鳥飼 重和

『とりかい・しげかず』
1947年宮城県生まれ。70年
中央大学法卒。税理士事務所
勤務後、司法試験に合格。現
在、弁護士、日本税理士連合
会顧問、中小企業庁事業承継
協議会審議委員。著書は『平
成19年新会社法対応株主総会
徹底対策』(共著)、『商事法
務』、『新版 非公開会社の
ための新会社法』(同)など
多数。

の効率性が高く、かつ不祥事を起さない企業市民である企業を日本社会が真剣に求め始めていることがあ

る。金融商品取引法の領域では、監査を監査役が監視することにならぬ。会社法の領域では、経営者は会社全体に対して適法かつ効率の良い経

不祥事起こさない企業に

當をするためのシステムの構築・運用についての責任を負う。その上で、最終的には、その責任を経営者まつとしたかについて、監査役が監視する」となっている。また、財務諸表に関しては、会計監査

人が経営者を監査し、会計監査人の監査を監査役が監視することにならぬ。金融商品取引法の領域では、代表取締役である経営者は、財務報告に監査役が監査する。つまり、会計監査役を監査する。つまり、会計監査人を監査役が監査し、その監査役を監査するという循環が生じるのである。

監査の循環で実効性

の経営者に対する監査は実効性を持つ可能性が高くなる。なぜなら、監査役が法律の期待する行動を取っているか、に関して監査人である監査法人が重大な関心を持つからである。その背景には、監査人(会計監査人)は、コンプライアンス官房と呼ばれている金融庁の厳しい監督を受けていることがある。

さうして、監査役が社会から期待される存在となるために、日本監査役協会は「責任のとれる監査」を目標に掲げた。その目標を達成すべく、監査役監査の実効性を高めるために、今年1月に監査役監査基準を改定し、さらに4月、内部統制システムに係る監査の実施基準を制定した。同協会は、監査役の社会的地位の向上に真剣に取り組んでいる。法律制度の整備と日本監査役協会の取り組みは、社会の強い後押しとそれによる裁判所による判例の構築によって、時代の流れを作り、監査役を目覚ませただけ。